

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年1月6日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	国分寺市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	74-1	
6. 独自利用事務の対象者	高校生等	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年12月26日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	39	
10. 保護評価書の名称	高校生等の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%9B%BD%E5%88%86%E5%AF%BA%E5%B8%82&ev_name=%E9%AB%98%E6%A0%A1%E7%94%9F&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=4&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=6&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=1&opn_date_to_day=6&count=20	
12. 委任関係		▼

執行機関名 国分寺市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年条例第30号)による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第34号)別表第1(第37条関係)第8の項 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年条例第30号)による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年条例第30号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	(目的) 第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、(児童を養育している者)に児童手当を支給することにより、(家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること)を目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、(高校生等を養育している者)に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、(高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年条例第30号) 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則(令和4年規則第85号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例第4条 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	高校生等医療費助成の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例第3条第1項 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 ロ	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例第3条第1項 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例第8条第1項 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第1項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	高校生等医療費助成の申請事項変更(消滅)の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例第4条 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号ロ	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例第3条第1項 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 6 号	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例第8条第2項 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第2項
②事務の内容	児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	高校生等医療費助成の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 6 号イ	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例第8条第2項 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 6 号ロ	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例第3条第1項 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--